

志賀町ケーブルテレビ広告宣伝放送取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、志賀町広告掲載事業要綱（平成21年志賀町告示第93号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、志賀町ケーブルテレビの自主放送番組である「しかチャンネル」（以下「しかチャンネル」という。）で放送する広告宣伝放送に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 しかチャンネルで放送する広告宣伝放送の種類は、次のとおりとする。

- (1) 広告放送 主に民間事業者による広告放送を対象とし、映像又は文字によるコマーシャル放送で、各番組間並びに番組中の特定の箇所に放送するものをいう。放送時間は「30秒」又は「1分」の2種類とする。
- (2) 宣伝放送 主に公共団体並びに公共的団体による放送を対象とし、番組枠に組み込む映像等による放送をいう。基本放送時間は「5分」又は「10分」とし、10分を超える放送は5分の倍数ごとの時間とする。

(放送料金等)

第3条 前条に規定する広告宣伝放送の放送料金及び料金の納入方法は次のとおりとする。

- (1) 放送料金 別紙に定めるとおりとする。ただし、前条第1号に規定する広告放送で町内の事業者が放送するものにあつては、同一内容で同一年度内の6ヶ月以上連続の申し込みの場合は、当該放送料金の合計額から5%を減じた額とし、12ヶ月連続の申し込みにあつては10%を減じた額とする。
- (2) 納入方法 放送終了後、町長が指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、前号ただし書に定める連続の申し込みの場合は、別に定める期日までに放送料金を一括納付するものとする。なお、納付された放送料金にあつては、原則、返還しないものとする。
- (3) 放送料金の減免 次に掲げる場合、町長は、放送料金を減免することができる。
 - ア 国又は地方公共団体の宣伝放送で、臨時的で公共の福祉向上に必要と認められるもの

イ 宣伝放送で、町長が特に必要と認めたもの

(広告宣伝放送の申し込み手続き等)

第4条 しかチャンネルに広告宣伝放送の放送を希望する者は、志賀町ケーブルテレビ広告宣伝放送申請書（様式第1号）により、放送開始予定日の10日前までに、町長に申し込むものとする。

（広告宣伝放送の決定）

第5条 町長は、前条の広告宣伝放送申請書を受理したときは、速やかに放送の可否を決定し、志賀町ケーブルテレビ広告宣伝放送決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 広告宣伝放送の決定を受けた者は、町長が別に定める期日までに、放送しようとする映像等を記録した電子媒体等により提出するものとする。

（受信障害等による放送の中止）

第6条 町長は、自然災害（地震、雷、風水害、雪害等）により、一部の地域若しくは世帯で放送の受信障害が発生した場合であっても、既に放送した有料放送の料金の減免は行わないものとする。また、センター機器設備の不具合や保守管理等によって、停波した場合であっても町長はその責を負わないものとする。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。